

災害応急対策業務に関する協定を締結しました

記者発表資料

横浜国道事務所では災害発生時の応急対策業務に関する協定を65社と締結しました。

横浜国道事務所では地震・大雨等により当事務所が管理又は工事中の道路施設等に災害が発生した場合に、迅速な情報収集、被災施設の復旧及び被害拡大の防止を図るため、近隣に資材基地を保有し、当事務所の災害応急対策業務に協力する技術力のある業者（65社）と協定を締結しました。

本協定をより実効性のあるものとするため、協定締結者には横浜国道事務所の実施する防災訓練に参加して頂きます。

平成 21 年 9 月 2 日（水）

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 横浜海事記者クラブ 神奈川建設記者会 神奈川県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局

横浜国道事務所

電話 045-311-2981（代）

副 所 長 川端 道雄（内線205）

防災情報課長 小木曾 俊夫（内線281）



【協定名】

「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」

【協定の内容】

- ・ 災害発生時の協力要請の方法に関する事。
 - ・ 災害応急対策業務を実施した場合の請負契約の方法に関する事。
- ※横浜国道事務所管理路線の沿線で震度6弱以上の地震が発生した場合には、事務所からの要請によらず、協定締結者が自主的に緊急点検に出動すること。また、災害応急対策業務を円滑に行えるよう、横浜国道事務所の実施する防災訓練に参加すること等、旧協定よりも発災時の連携強化を図った内容となっております。

【協定の期間】

- ・ 協定締結日から平成24年6月30日。

【協定の締結】

- ・ 関東地方整備局の入札参加資格を持ち横浜国道事務所の管理する路線の沿線に資材基地を持つ業者を対象に公募を実施。(6月)
- ・ 災害応急対策業務を行う技術力を持つこと、協力要請時に必要な資機材および人員等を提供する体制を整えられることを確認するため、応募頂いた業者を対象にヒアリングを実施。(7月～8月)
- ・ 65社について技術力および協力体制を整えられることを確認。
- ・ 社内手続き等の完了した業者より順次協定を締結し、8月31日までに、65社全社との協定締結が完了。

【防災訓練】

- ・ 本協定を実効性のあるものとするため、協定締結者には横浜国道の実施する防災訓練に参加して頂きます。

実施日 平成21年9月3日(木)

予備日 平成21年9月9日(水)

- ※訓練の内容は、担当区間の徒歩パトロールおよび横浜国道事務所との情報伝達訓練です。

【その他】

- ・ 本協定の締結に伴い旧協定は廃止しました。